

平成27年10月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成27年10月28日(水)午前9時00分～10時20分まで
出席委員	(11人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:関谷幸市 6番:山田秋吉 7番:田中俊二 8番:堀田計一 10番:後藤ミホ 11番:西和浩 12番:久保一美 13番:坂本康充 14番:澁谷浩一
欠席委員	(1人) 5番 押川和夫
出席職員	事務局長:押川道彦 専門監:三隅秀俊 主事:小野大希
会議録署名委員	12番:久保一美 13番:坂本康充
議事日程	平成27年10月28日(水)1日間
報告	(1) 10月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(5条 1件、非農地証明 1件) (3) 農家相談日結果報告について(相談なし) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(2件) ② 農地移動適性化幹旋事業の取下げについて(1件) ③ 農地相談員の活動について(2件) ④ その他
会議事件	議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第47号 非農地証明願いの承認について 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第49号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議長(会長) 鎌田勝敏	ただ今から平成27年10月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中11名の全員出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきますが、ご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、12番:久保一美委員 13番:坂本康充委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅氏と小野氏を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料 6 ページをお願いします。 議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてです。 受付番号 20 番 譲渡人 I.S 譲受人 I.H 土地表示 大字高城字岩戸 地目 畑 地籍 1,233 m² 外 7 筆 田 7 筆 5,911 m² 畑 1 筆 1,233 m² 合計 7,144 m² 移動区分 使用貸借 借賃 無償 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積 8,974 m² 移動の理由 農業者年金に伴う再設定 担当委員は 10 番後藤委員です。資料は 8 から 9 ページとなります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の 10 番後藤委員に説明をお願いします。</p>
<p>(10 番) 後藤 ミホ</p>	<p>再設定ですので特に説明はありません。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入ります。議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 20 番につきまして質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑無し) 質疑が無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 20 番につきまして原案どおり承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということであります。議案第 4 6 号受付番号 20 番 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては原案のとおり承認可決といたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、次にいきます。議案第 4 7 号非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料 10 ページ議案第 4 7 号非農地証明願いの承認についてであります。整理番号 1 受付番号 9 番 地区 白木八重 申請人 N.H 土地表示 大字 川原 字 白木八重 登記地目 畑 現況 山林 304 m² 外 9 筆 田 3 筆 677 m² 畑 7 筆 2352 m² 合計 3,029 m² となっています。申請の事由は次のとおりです。 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。 (ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合 (イ) (ア) 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地としても継続して利用することができないと見込まれる場合。 農地につきましては第 2 種農地です。場所につきましては 11 から 12 ページに図面を添付しています。 担当委員は 7 番田中委員となっています。</p>

事務局 (小野主事)	申請地の状況について、プロジェクターにより説明
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、担当7番田中委員お願いします。
(7番) 田中 俊二	先程農地部長から報告があったとおりですが、申請地は山手で狭いところで昔は作付けされていましたが、現在は山林となっています。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	<p>それでは、議案第47号 非農地証明願いの承認について整理番号1 受付番号9番 につきまして質疑を受付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第47号 非農地証明願いの承認について整理番号1 受付番号9番 につきまして原案通り承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで議案第47号 非農地証明願いの承認について整理番号1 受付番号9番 につきまして原案通り承認可決とします。</p>
議長(会長) 鎌田 勝敏	次に議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。
事務局 (事務局長)	<p>それでは、総会資料13ページをお願いします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請の承認について 受付番号16番 譲渡人N.H 譲受人Y.T 土地表示 大字椎木 字 一向瀬 地目 畑 1筆 113㎡ 移動区分 売買 転用目的 露天資材置場 施設概要 露天資材置場 113㎡。担当委員は、6番山田委員です。資料は14ページから19ページとなります。以上です。</p>
事務局 (小野主事)	申請地の状況について、プロジェクターにより説明
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、担当6番山田委員の説明をお願いします。

<p>(6 番) 山田 秋吉</p>	<p>今、写真を見てもらってお判りのとおりですが、現在、パイプハウスと果樹が数本植えてあります。Y. Tさんが隣地の住宅を購入しリフォームして事務所兼個人住宅として使用し、申請地につきましては露天資材置場として使われるとのこととです。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上で説明は終わりました。質疑に入らせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りいたします。議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 16 番について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認受付番号 16 番については承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして第 49 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。事務局長の朗読説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 20 ページをお願いします。議案第 49 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により下記の利用集積計画の決定を求めるものであります。公告予定年月日平成 27 年 10 月 30 日。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 59 番 移動区分 賃貸借 K. K 譲渡人 W. Y 土地表示 大字椎木字八反畑 地目 田 地籍 949 m² 他 1 筆 合計 1,865 m² 利用目的 稲作 始期 2015 年 11 月 10 日 終期 2020 年 11 月 9 日の 5 年間 賃借料は全部で 20,000 円です。経営面積は 3.1 h a 家族数 2 名 稼働労働力 2 名 担当委員は、10 番後藤委員となっています。新規となっています。場所につきましては、28 ページになります。</p> <p>つづきまして整理 2 番 受付番号 60 番 移動区分 賃貸借 S. K 譲渡人 W. Y 土地表示 大字椎木字八反畑 地目 田 地籍 1,003 m² 合計 1,003 m² 利用目的 稲作 始期 2015 年 11 月 10 日 終期 2020 年 11 月 9 日の 5 年間 賃借料は全部で 10,000 円です。経営面積は 3.7 h a 家族数 5 名 稼働労働力 3 名 担当委員は、5 番押川委員となっています。新規となっています。場所につきましては、28 ページになります。</p> <p>つづきまして、整理番号 3 番から 11 番につきましては、宮崎県農業振興公社が仲介します農地中間管理機構が行う事業となっています。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>場所につきましては図面の 29 ページから 38 ページとなっています。</p> <p>譲渡人につきましては、K. Mさん外 8 名で全部で田が 20 筆の 19,338 m²、畑が 43 筆の 41,530 m² 合計 63 筆の 60,868 m²となっています。場所は大字高城字西ヶ原他です。始期 2015 年 12 月 1 日から終期 2020 年 11 月 30 日までの 5 年間となっています。5 年間で 31 筆、始期 2015 年 12 月 1 日から終期 2025 年 11 月 30 日までの 10 年間の分が 32 筆となっています。10 a 当りの賃借料は 8,000 円が 50 筆、10,000 円が 13 筆の 63 筆となっています。先程も言いましたが、農地中間管理機構が行う事業でありますので説明は省略させていただきます。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 59 番につきまして担当委員の 10 番後藤委員の説明をお願いします。</p>
<p>(10 番) 後藤 ミホ</p>	<p>この田につきましてK. Kさんは高齢ですので借りられるのか気になりました。事務局へ問い合わせたら以前からK. Kさんが耕作されているとのことでした。次の受付番号 60 番の関係でW. Yさんから利用権設定の話があったとのこと本農地につきましても利用権を設定したいとのこと今回申請が挙がってきています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に受付番号 60 番につきまして担当委員の 5 番押川委員が欠席ですので事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>場所は、28 ページになります。さき程の農地相談員の報告にもありましたが、砂利採取をされた時にHさんが間違えてW. Yさんの田を耕作されていて、この左隣の土地が荒れている状態になっていました。そこをN. Nさんが替わって耕作されていました。それでHさんに話をし、Nさんにも話をし、Hさんにもとどおりこの田を耕作していただくよう話をしたところ、今回の申請地についてN. Nさんに確認をしましたがもう耕作はされないとのことでした。そのため、今回、S. Kさんが耕作されるとのことで挙がってきています。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上で説明が終わりました。受付番号 60 番につきまして 14 番澁谷委員が関係ありますので退席をしていただいてこの案件を先に審議します。それでは、議事参与の制限により、14 番澁谷委員の当該事案の審議から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(澁谷委員退席)</p> <p>それでは、受付番号 60 番につきまして質疑を受付けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑は無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第 49 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号 60 番につきまして原案どおり承認</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	される方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ということで議案第45号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号60番につきまして原案どおり承認可決とします。 （澁谷委員自席に戻る）
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、受付番号59番と61番それ以降の63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番につきまして質疑を受付けます。質疑のある方は挙手の上受付番号を言って質問をお願いします。
（6番） 山田 秋吉	中間管理事業で取組む案件で10a当りの借地料が8,000円と10,000円がありますが、実際8,000円で地主の方は承諾されているのでしょうか。農地中間管理で出している以上何も言えませんが、かなり安いと思います。従前の借地料と中間管理機構に預けたときでは借地料は変わらないのでしょうか。
事務局 （事務局長）	借地料につきましては農地中間管理の事業に取組まれる地域の中で話合いがされています。双方の同意のもとで申請が挙がって来ています。借地料につきましては8,000円から10,000円程度で岩戸原地区では話がされているようです。借地料につきましてはこちらでは決められませんのであくまで地域での価格設定となります。
（6番） 山田 秋吉	今後取組みたいという地区がいくらか出て来ていますが、借地料につきましてはその地域地域の話合いで決めてその金額でいいということになっているのでしょうか。
事務局 （専門監）	出来るだけ地区で決められた金額で設定してもらう方がいいと思いますが、実際は所有者と借地予定者との合意のもとで設定されます。所有者が8,000円でなく10,000円でないと貸さないということでお互い納得できればその金額でせざる負えないと思います。できるだけ地区で設定した額にあわせた金額でお願いしています。
（6番） 山田 秋吉	今後の取組みの中で賃借料が問題になる可能性があります。地区の話合いで取決めをしてそれでいくということであればかまいませんが。
事務局 （事務局長）	賃借料で所有者と賃借者との合意が地区で取り決めされた金額で納得されなければ、その農地については中間管理の事業が取組めないということになります。
（6番） 山田 秋吉	分かりました。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に質疑はありませんか。

<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>関連ですが、私の担当している地区は一ツ瀬土地改良区がありますが、賃借料が 8,000 円とか 10,000 円となった場合、水代の賦課金がありますので貸手の方がやっていけません。地権者と借地人と話をして別途貰うか借地料に含めるのか考える必要があります。広谷用水路関係もあります。合算した方が貸し手も貸しやすいのではないのでしょうか。岩戸原の方はどうでしょうか。</p>
<p>(8 番) 堀田 計一</p>	<p>こちらの方も取組んでいるところです。10,000 円の所と 13,000 円の所もあります。今後、賦課金を含め 13,000 円で取組んで行くことで考えています。</p>
<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>今後、賦課金を含めて借地料を考えていかないと中間管理の事業は進まないと思います。今後の課題として検討していただきたい。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はありませんか。 (他に質疑なし)</p> <p>他に質疑は無いようでございます。それではお諮りしたいと思います。 議案第 4 9 号農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について受付番号 59 番と 61 番それ以降の 63 番、64 番、65 番、66 番、67 番、68 番、69 番につきまして承認される方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで議案第 4 9 号農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について受付番号 59 番と 61 番それ以降の 63 番、64 番、65 番、66 番、67 番、68 番、69 番につきまして承認可決とします。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 11月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成 27 年 10 期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>